

産前産後休業に係る標準報酬定時決定保険者算定申出書（記入例）

(フリガナ) 申出者氏名	コウリツ ハナコ 公立 花子	申出者 生年月日	平成△△年 △△月 △△日
所属所	〇〇小学校	組合員等 記号・番号	公立大分 123456
職名	教諭		
産前産後休業の期間 (休業開始日は、出産日以前42日目(出産日 が予定日後であるときは、予定日以前42日 目)(多胎妊娠の場合は98日目)を、休業終 了日には出産日後56日目を記入。)	休業開始日	令和4年 1月 19日	
	休業終了日	令和4年 4月 26日	
出産(予定)日	令和4年 3月 1日		
出産種別	単胎・多胎		
<p>4月から6月までの間において、地方公務員等共済組合法第43条第14項に規定する産前産後休業を取得することから、地方公務員等共済組合法第43条第5項及び厚生年金保険法第21条第1項の規定による定時決定の算定方法によると、産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額平均額（以下「年平均額」という。）により算出する方法より、標準報酬の等級について2等級以上下回るため、地方公務員等共済組合法第43条第16項及び厚生年金保険法第24条第1項の規定により、年平均額を報酬月額として、標準報酬を決定することの希望を申し出ます。</p> <p>公立学校共済組合大分支部長 様</p> <p>令和4年 〇〇月 〇〇日 申出者 氏名 公立 花子</p>			
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p>令和4年 〇〇月 〇〇日 所属所長 職名 〇〇市立〇〇小学校長 氏名 〇〇 〇〇 印</p>			

(R4.6)

【申請にあたっての注意事項】

- この申出書は、定時決定にあたり、①「4、5、6月の報酬の月平均」により算出した標準報酬の等級が、②「産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した期間の標準報酬月額平均」により算出した標準報酬の等級を2等級以上下回る場合に申し出ることができません。なお、この保険者算定は令和4年度以降の取扱いであるため、過年度の4月から6月までの間に産前産後休業を取得している場合の申出はできませんので、ご注意ください。
- 定時決定にあたり、上記②で決定することを希望する場合は、この申出書を必ず提出してください。
- 産前産後休業とは、出産の日（出産の日が産前産後休業の予定日後であるときは、産前産後休業の予定日（多胎妊娠の場合にあつては、98日）から産前産後休業の日後56日までの間において勤務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。）をいいます。
- 次に該当する場合は、この保険者算定の対象とはなりません。
 - 産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した期間が12月に満たない場合
 - 雇用保険法の適用対象となる組合員の場合
- 標準報酬の月額、掛金(保険料)や各事業の給付の額を算定する際の基準となるものです。この申出書を提出することにより、それらに影響を及ぼすことにご留意ください。
- 裏面の「給与支給機関記入欄」は所属所等において記入してください。

【裏面あり】

【給与支給機関記入欄】

4、5、6月の報酬の月平均（地方公務員等共済組合法第43条第5項及び厚生年金保険法第21条第1項の規定による定時決定の算定方法による標準報酬）

短期給付	等級	標準報酬月額	厚生年金・退職等年金	等級	標準報酬月額
	17	280,000円		18/17	280,000円

産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬の月額平均額による標準報酬

短期給付	等級	標準報酬月額	厚生年金・退職等年金	等級	標準報酬月額
	19	320,000円		20/19	320,000円

直近12月間の 標準報酬月額 (短期給付)	R3年2月	320,000円	R3年5月	320,000円	R3年8月	320,000円	R3年11月	340,000円
	R3年3月	320,000円	R3年6月	320,000円	R3年9月	340,000円	R3年12月	340,000円
	R3年4月	320,000円	R3年7月	320,000円	R3年10月	340,000円	R4年1月	340,000円

【添付書類】

○4、5、6月のうち給与の支給がある月について、給与額が確認できる書類。

（給与明細書の写し等。給与に遡及訂正がある場合は、それらの金額等が確認できる書類の写しを含む。）